

-----  
**規 則**  
-----

高知県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第 号**

**高知県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則**

高知県保健師助産師看護師法施行細則（昭和46年高知県規則第40号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「はり付け箇所」を「貼り付け箇所」に改め、別記第6号様式の2中「はり付け箇所」を「貼り付け箇所」に、「又は戸籍抄本」を「若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（本籍が記載され、かつ、個人番号が記載されていないものに限る。）（准看護師試験の出願後に本籍又は氏名の変更があった場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本）」に改め、別記第7号様式の2中「はり付け箇所」を「貼り付け箇所」に改め、別記第7号様式の4及び別記第7号様式の5中「はり付け箇所」を「貼り付け箇所」に、「住民票」を「住民票の写し」に改め、別記第8号様式中「はり付け箇所」を「貼り付け箇所」に改め、別記第10号様式中「はり付け箇所」を「貼り付け箇所」に、「住民票」を「住民票の写し」に改め、別記第11号様式中「失踪の」を「失踪の」に、「若しくは戸籍謄（抄）本又は失踪<sup>そ</sup>宣告」を「戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は失踪の宣告」に改め、別記第13号様式中「はり付け箇所」を「貼り付け箇所」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の高知県保健師助産師看護師法施行細則別記第1号様式、別記第3号様式、別記第6号様式の2、別記第7号様式の2、別記第7号様式の4から別記第8号様式まで、別記第10号様式、別記第11号様式及び別記第13号様式は、改正後の高知県保健師助産師看護師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。